

## 令和4年度 豊中市消防局住宅用火災警報器取付支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及を図り、火災から高齢者又は障害者（以下「高齢者等」という。）の生命、身体及び財産を守るため、豊中市消防局管内に居住する高齢者等の世帯のうち、住警器を設置することが困難な者に対して豊中市消防局が実施する住警器取付支援（以下「取付支援」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(取付支援内容)

第2条 取付支援は、豊中市消防局管内に居住する住警器設置困難世帯のうち、未設置世帯（一部未設置世帯を含む。）に対して、住警器の取付を行うものとする。ただし、電気工事を伴うものは対象外とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次に掲げる者のみで構成する世帯とする。

- (1) 65歳以上の者であり、世帯の構成員自ら設置困難であるもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) その他前各号に準ずると認める者

(取付支援条件)

第4条 取付支援を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 取付を行う住警器（消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示が付されているものに限る。）を事前に用意できること。
- (2) 取付支援の際、申込み者又は代理人が立ち会えること。

(申込み)

第5条 取付支援を希望する者は、豊中市消防局予防課長に申込み書兼承諾書(様式第1号)を提出するものとする。ただし、申込み者が身体的理由等により申込み書の提出ができない場合にあつては、代理人が提出することができる。

(取付支援の決定)

第6条 前条の規定による申込み書兼承諾書の申込みを受けた場合、予防課員は、取付場所の確認を行うものとする。

- 2 前項の取付場所の確認により、取付支援が可能であると判断した場合、予防課長は、取付支援の決定に関し、住宅用火災警報器取付支援決定通知書（様式第2号）により当該申込み者に対し通知するものとする。

(取付作業)

第7条 予防課員が取付作業のため申込み者宅へ訪問する際には、消防公務之証を携行するものとする。

2 申込み者又は代理人は住警器の取付作業時には立ち会い、取付及び作動状況を確認し不備がない場合は、住宅用火災警報器取付支援及び作動確認書(様式第3号)に署名を行うこと。

(免責)

第8条 住警器の取付に際して家屋及び家具に発生した傷等については、市の責めに帰すべき事由が認められる場合を除き、その損害賠償の責めを負わないものとする。